

# EUにおける残留農薬に関する規制

2015年2月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブリュッセル事務所

農林水産・食品調査課

【免責条項】本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

## 目 次

1. 残留農薬に関わる EU 法の概要 .....	4
(1) 欧州議会・理事会規則(EC) No 396/2005 に定められる MRL.....	4
(2) MRL 設定の申請手続き .....	6
(3) CODEX 基準の参照可否について .....	8
2. ポジティブリストの見方 .....	9
(1) 特定の農作物に対するすべての農薬の MRL を調べる場合 .....	9
(2) 特定の農薬に対して MRL が設定されている作物を調べる場合 .....	11
3. 輸入時の検査について .....	13
(1) 輸入時のサンプル検査の概要.....	13
(2) MRL 超過がわずかな場合の措置.....	13
(3) 違反発生のその後の輸入検査への影響.....	14

## 図表リスト

図 1： 欧州議会・理事会規則(EC) No 396/2005 の MRL に関する付則 .....	5
図 2： MRL 設定およびインポート・トレランスの申請の流れ.....	7
図 3： MRL の検索データベース（メイン画面） .....	9
図 4： MRL の検索データベース（特定作物の MRL を調べる場合） .....	10
図 5： MRL の検索データベース（茶の MRL の検索結果の例） .....	11
図 6： MRL の検索データベース（特定の農薬の MRL を調べる場合①） .....	11
図 7： MRL の検索データベース（特定の農薬の MRL を調べる場合②） .....	12
図 8： MRL の検索データベース（特定の農薬の MRL を調べる場合③） .....	12
表 1： EU における MRL 分析サンプル検査の結果（2012 年） .....	14

## 1. 残留農薬に関わる EU 法の概要

### (1) 欧州議会・理事会規則(EC) No 396/2005 に定められる MRL

EU では食品および飼料に含むことができる残留農薬の上限量を、「残留農薬基準 (MRL : Maximum Residue Level)」として製品ごとに定めている。MRL の設定されている農薬 (有効物質) の数はおよそ 1,300 種類にのぼり、現在使われていない農薬も含まれている。MRL は、製品 1kg 当たりを含むことができる農薬量 (mg/kg) として示される。

EU の MRL は欧州議会・理事会規則(EC) No 396/2005 によって定められている。2008 年 9 月以前は、4 つの指令<sup>1</sup>により一部の製品について MRL が設定されているのみであったが、同規則によってこれらの指令は 1 つに統合された。

規則(EC) No 396/2005 では、「残留農薬」とは、農薬の上市に関する理事会指令 91/414/EEC<sup>2</sup> に定められる有効物質、代謝産物、有効物質の分解生成物または反応生成物の残留物と定義される。同規則の対象は残留農薬が存在する生鮮・加工・混合食品 (ないし飼料) で、植物性製品と動物性製品の両方を含む。EU では日本と同様、ポジティブリスト制をとっており、これらの製品は規則付則 I に掲載されている。同規則の下で設定された MRL は EU 域内で販売されるすべての食品・飼料に適用され、これは EU 域外産の製品についても同様である。

MRL の確定 (definitive) ポジティブリスト (農薬と作物の組み合わせ) は付則 II に掲載されている。これは、規則(EC) No 396/2005 の発効時に 2008 年 9 月 1 日以前に EU レベルで規制されていた農薬の MRL のリストを統合したもので、その後多くの改正が行われている。付則 III も付則 II と同様にポジティブリストであるが、これは 2008 年 9 月 1 日以前に加盟国レベルで規制されていたもので、MRL の暫定 (temporary) リストと呼ばれる。

付則 II、III に掲載のない農薬・作物の組み合わせに対しては原則、一律基準 (0.01mg/kg) が適用される。0.01mg/kg 以外の MRL が適用されるものについては付則 V に記載される。

付則 IV には、MRL が設定されない農薬のリストが掲載される。これらは、指令 91/414/EEC の下で評価済みの農薬の有効物質で、農薬の使用による残留が自然発生的なものとは区別できないレベルであり、消費者への潜在的リスクなどの点から MRL の設定は不要と判定された有効物質である。付則 IV には 2015 年 1 月下旬時点で 62 の物質が含まれている。

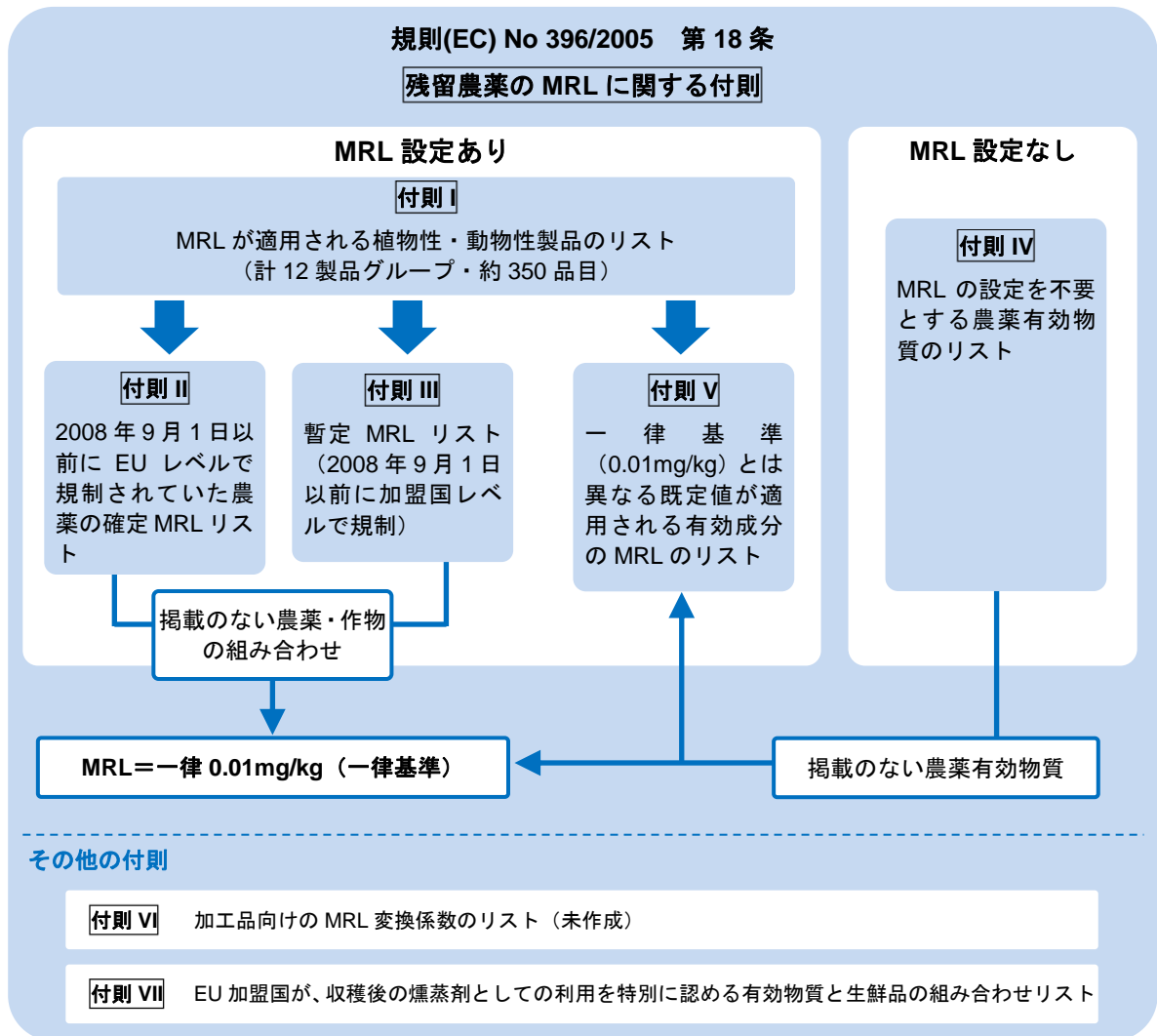
付則 VI は加工品向けの MRL 変換係数のリストであるが、まだ作成されていない (後述 3. (1) 参照)。

付則 VII は、加盟国が例外的に燻蒸剤として使用することができる農薬のリストである。

<sup>1</sup> 理事会指令 76/895/EEC (野菜・果物)、理事会指令 86/362/EEC (穀物)、理事会 86/363/EEC (動物性食品)、理事会 90/642/EEC (野菜・果物を含む植物性製品)

<sup>2</sup> Council Directive 91/414/EEC of 15 July 1991 concerning the placing of plant protection products on the market  
<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:31991L0414>

図 1: 欧州議会・理事会規則(EC) No 396/2005 の MRL に関する付則



出所：欧州議会・理事会規則(EC) No 396/2005 よりジェトロ作成

**参考リンク**

- 欧州議会・理事会規則(EC) No 396/2005  
REGULATION (EC) No 396/2005 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 February 2005 on maximum residue levels of pesticides in or on food and feed of plant and animal origin and amending Council Directive 91/414/EEC  
<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32005R0396>  
※特に付則については頻りに改正が行われているため、上記リンクから「All」のタブを選び、一定時期までの改正を含む最新の統合版 (Consolidated Version) を参照。最新の統合版発表以降にも改正が出ている可能性がある点にも留意すること。
- 欧州委員会 保健・消費者総局ウェブサイト (MRL について)  
[http://ec.europa.eu/food/plant/pesticides/max\\_residue\\_levels/eu\\_rules/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/plant/pesticides/max_residue_levels/eu_rules/index_en.htm)

## (2) MRL 設定の申請手続き

EU の MRL のほとんどは、欧州委員会規則(EC) No 1107/2009 に沿って認可された農薬の EU における使用に基づいて定められている。このため、EU 域外において使用されている農薬がカバーされないケースや、EU 域外では合法的に使用が認められている農薬であっても EU ではそもそも使用が認可されておらず EU で MRL が存在しないケースがある。こういった農薬で処理した食品を EU に輸出する場合は、MRL の新規設定あるいは引き上げが必要であり、事業者は製品を EU に輸出する前に申請しなければならない。

新規有効物質の MRL 設定および EU での輸入における許容範囲設定（インポート・トレランス）の申請手続きは欧州議会・理事会規則(EC) No 396/2005 第 6～11 条に規定されている。図 2 にその手続きの流れを示した。申請者は評価実施加盟国当局に対し、所定の書類・データとともに申請を行う。評価実施加盟国は、申請内容を確認のうえデータを評価して評価レポートを欧州食品安全機関（EFSA）に提出し、EFSA がその内容をレビューする。変則的でない申請内容の場合、EFSA は消費者へのリスクと適切なモニタリング方法について評価レポート受領から 3 ヶ月以内に見解を示す。申請が変則的で例外的な状況の場合、EFSA は加盟国当局と協議（ピアレビュー）するための見解を示すまでに 6 ヶ月の期間が与えられている。EFSA には追加情報を請求する権限があり、その場合は見解までの期間を遅らせることができる。

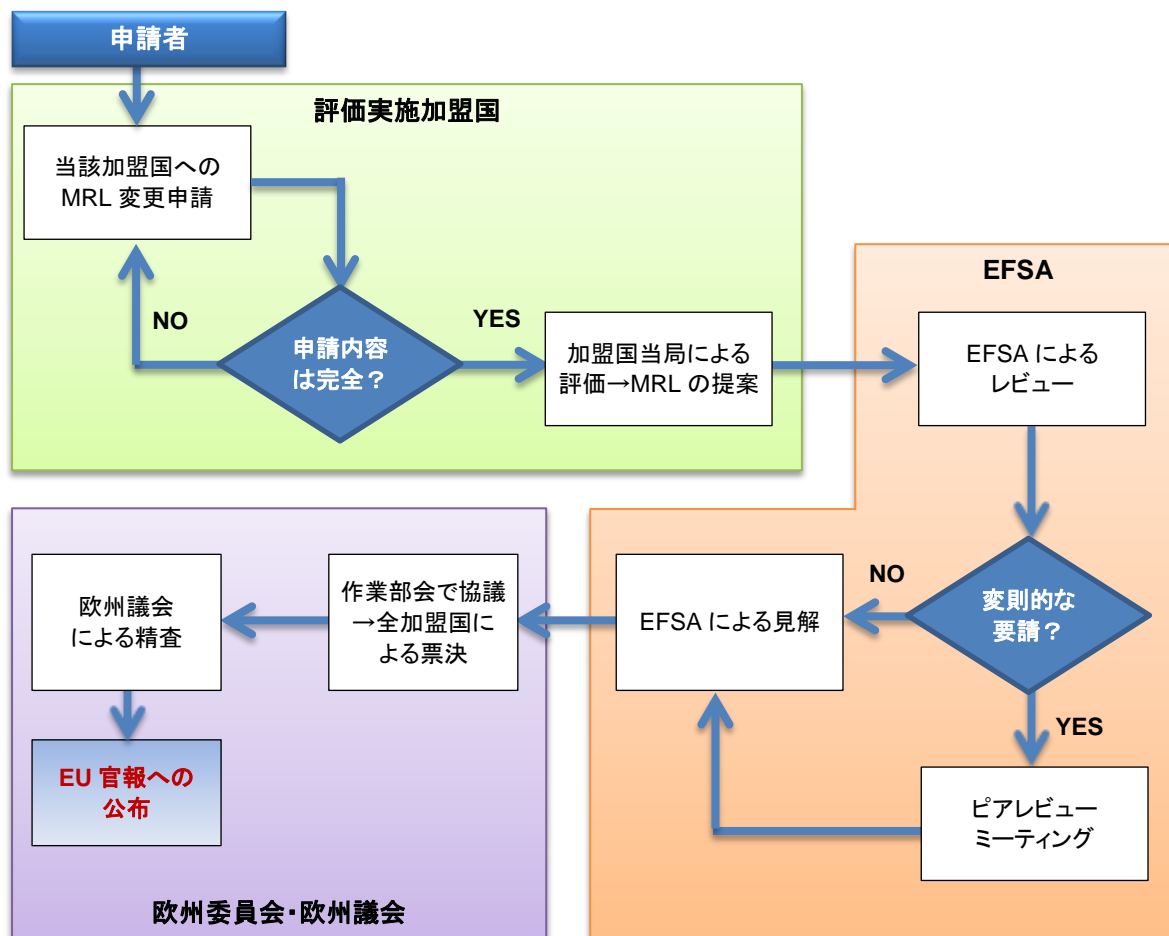
EFSA の見解後、全加盟国が参加する欧州委員会の残留農薬作業部会で提案内容が協議され、票決によって申請を受け入れるかどうか決定する。この決定の手続き上の適合性を欧州議会が精査し、問題がなければ法制化されて EU 官報に掲載される。

MRL 設定の申請に必要な情報・書類は以下の通り。申請用紙のひな形は欧州委ウェブサイトから入手できる。

- 申請者の住所・名称
- 申請書類一式：申請内容の要約、主たる論点、文書のインデックス、当該有効物質に適用する適正農業規範（GAP）のコピー
- 当該の農薬やその残留について入手可能な科学データで挙げられている懸念の内容
- 指令 91/414/EEC に規定されるデータ：毒性データ、分析手法に関するデータ、植物・動物代謝データなど

英国の評価実施加盟国当局である健康安全局（HSE）は、現時点で申請から新規 MRL ないしインポート・トレランスの設定までにかかる所要期間は約 1 年間と推定している（2014 年 9 月時点の情報）。

図 2: MRL 設定およびインポート・トレランスの申請の流れ



出所: 英国 HSE「申請者向けガイダンス: MRL とインポート・トレランスについて」および欧州議会・理事会規則(EC) No 396/2005 を基にジェトロ作成

### 参考リンク

- 英国 HSE「MRL 基礎ガイド: 輸入産品に関する FAQ」  
 "FAQ on Importing Produce"  
<http://www.pesticides.gov.uk/guidance/industries/pesticides/topics/food-safety/maximum-residue-levels/mrls-basic-guidance/faq-on-importing-produce>
- 英国 HSE「申請者向けガイダンス: MRL とインポート・トレランスについて」  
 "The Applicant Guide: Maximum Residue Levels and Import Tolerances"  
 ( <http://www.pesticides.gov.uk/guidance/industries/pesticides/topics/pesticide-approvals/pesticides-registration/applicant-guide/the-applicant-guide-maximum-residue-levels-and-import-tolerances> )
- MRL 申請用紙  
 MRL application form (SANCO 4044/2008 rev. 6), 25 February 2014  
[http://ec.europa.eu/food/plant/pesticides/guidance\\_documents/docs/mrl\\_application\\_form\\_en.doc](http://ec.europa.eu/food/plant/pesticides/guidance_documents/docs/mrl_application_form_en.doc)

### (3) CODEX 基準の参照可否について

欧州議会・理事会規則(EC) No 396/2005 では、付則 II ないし III において MRL が設定されていない農薬と作物の組み合わせの場合、および付則 IV (指令 91/414/EEC の下で MRL が不要と評価された農薬の一覧) に掲載されていない有効物質 (ないし別途特に MRL が設定されていない有効物質) の MRL については、第 18 条第 1 項により一律基準 0.01mg/kg が適用されることが定められている。EU で MRL の設定がない農薬・作物の組み合わせの場合に、CODEX 基準に同じ組み合わせがあればそれを参照できるといった規定はない。

ただ、EU で MRL が設定される際には CODEX 基準が考慮されており<sup>3</sup>、また MRL 設定申請時に申請者が CODEX 基準の公表データを提出した場合には、加盟国はこのデータを使用して評価できる裁量が認められている<sup>4</sup>。許容可能な水準の指針として CODEX 基準が使用されることはあるが、CODEX 基準は非法定の基準であり、MRL が特に設定されていない製品については、あくまでも一律基準が適用される。

#### 参考リンク

■規則(EC) No 396/2005

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32005R0396>

■英国 HSE 規則(EC) No 396/2005 に関する FAQ

<http://www.pesticides.gov.uk/guidance/industries/pesticides/topics/food-safety/maximum-residue-levels/mrls-basic-guidance/faq-on-regulation-396-2005>

<sup>3</sup> 規則(EC) No 396/2005 前文(25)。

<sup>4</sup> 規則(EC) No 396/2005 第 7 条 1



## 2. ポジティブリストの見方

MRL のポジティブリストは欧州議会・理事会規則(EC) No 396/2005 に定められているが、欧州委員会が定期的に更新している EU 農薬データベース (MRL 検索データベース) でも確認することができる。これらの付則は頻繁に改正がなされ、最新の改正を反映した統合版が PDF 形式で公表されていない場合は、一部の付則は非常に見つらいものとなっている (同規則は 1,600 ページ以上に上る)。このため、ポジティブリストを確認する際には、EU 農薬データベースを利用すると便利である<sup>5</sup>。データベースでは、食品別 (食品品目グループや個別の品目、品目コード)、農薬別に MRL 検索ができる (図 3 参照)。

図 3: MRL の検索データベース(メイン画面)



以下では、この農薬データベースで、(1) 特定の作物に対するすべての農薬の MRL を調べる場合と、(2) 特定の農薬に対して MRL が設定されている作物を調べる場合の二通りの方法を示す。<sup>6</sup>

### (1) 特定の農作物に対するすべての農薬の MRL を調べる場合

図 3 の画面の左のタブのサブメニュー「Search products」をクリックすると、図 4 の画面のように、作物グループ (■ Group)、サブグループ (■ Subgroup)、これらの主要品目名 (■

<sup>5</sup> ただし欧州委員会は、データベースはあくまでも情報提供を目的とするものであり法的価値は持たないものとして、データベースの誤りや不備、不適正な使用に対する免責事項を明記している。EU 官報に掲載された内容だけが法的価値を持つ点に留意すること。

<sup>6</sup> 2015 年 2 月 14 日時点の画面を基に説明した。

Main product) およびその他 (■ Others) <sup>7</sup>が各々に割り当てられたコード番号とともに表示されるので、このリストから該当する作物を探し、コード番号の左側にあるアイコン⊕をクリックする。品目の名称やコードが分からない場合は、画面右側のボックスで文字列検索することもできる。

図 4: MRL の検索データベース(特定作物の MRL を調べる場合)

**Search products**

The screenshot shows a web interface for searching MRLs. At the top, there is a 'Table legend' with categories: Open details, Category, Group, Subgroup, Main product, and Others. Below this is a search bar and a dropdown for 'records per page' set to 50. The main content is a table with columns for 'Code number' and 'Groups and examples of individual products to which the MRLs apply (Part A of Annex I to Commission Regulation 396/2005)'. The table lists various product groups like 'FRUITS, FRESH or FROZEN; TREE NUTS', 'Citrus fruits', 'Tree nuts', and 'TEAS, COFFEE, HERBAL INFUSIONS, COCOA AND CAROBS'. A blue callout box points to the 'Teas' entry (code 0610000) with the text '茶の場合、ココをクリック'. Another blue callout box points to the 'Mandarins' entry (code 0110050) with the text '品目名にカーソルをあてると科学名を表示できる'. A third callout box points to the 'Scientific names' link for 'Mandarins' with the text 'Citrus reticulata; syn: Citrus deliciosa'.

Code number	Groups and examples of individual products to which the MRLs apply (Part A of Annex I to Commission Regulation 396/2005)
0100000	FRUITS, FRESH or FROZEN; TREE NUTS
0110000	Citrus fruits
0110010	Grapefruits
0110020	Oranges
0110030	Lemons
0110040	Limes
0110050	Mandarins
0110990	Others (2)
0120000	Tree nuts
0120010	Almonds
0120020	Brazil nuts
0500090	TEAS, COFFEE, HERBAL INFUSIONS, COCOA AND CAROBS
0610000	Teas
0620000	Coffee beans
0630000	Herbal infusions from
0631000	(a) flowers
0631010	Chamomile
0631020	Hibiscus/roselle
0631030	Rose
0631040	Jasmine

例えば、茶（カメリアシネンシス）に適用される MRL を調べたい場合は「Teas」のコード番号 0610000 の左横にあるアイコン⊕をクリックすると、次頁の図 5 の結果が表示され、茶については 458 種類の農薬について MRL が設定されていることが分かる。各農薬の横にあるアイコンⓘをクリックすると、当該 MRL が欧州議会・理事会規則(EC) No 396/2005 のどの付則に定められるものか、また、農薬の認可が行われた法令の番号と適用開始日（Legislation）、過去に適用されていた MRL を定めていた規則の番号（History）、注釈（Footnotes）を示す情報ボックスがポップアップで見ることができる。これらの検索結果はエクセルファイルにエクスポートすることができる。

<sup>7</sup> 「その他 (Others)」は「作物グループ」ないし「サブグループ」の下位に属する主要品目のいずれにも属さない製品を指す (例えば図 4 中のコード番号 0110050 の例では、グレープフルーツ、オレンジ、レモン、ライム、みかん以外の柑橘類果物に相当する)。

図 5: MRL の検索データベース(茶の MRL の検索結果の例)

0610000 : Teas +

Export to Excel

Showing 1 to 50 of 458 entries 50 records per page

Search:

1 2 3 4 5 ... 10 >

Pesticide Residue	Maximum residue level (mg/kg)
1,1-dichloro-2,2-bis(4-ethylphenyl)ethane (F)	0.1*
1,2-dibromoethane (ethylene dibromide) (F)	0.02*
1,2-dichloroethane (ethylene dichloride) (F)	0.02*
1,3-Dichloropropene	0.05*
1-methylcyclopropene	0.02*
1-Naphthylacetamide	0.05*
1-Naphthylacetic acid	0.05*
2,4,5-T (sum of 2,4,5-T, its salts and esters, expressed as 2,4,5-T) (F)	0.05*
2,4-DB (sum of 2,4-DB, its salts, its esters and its conjugates, expressed as 2,4-DB) (R)	0.05*

ALL TOPICS

## (2) 特定の農薬に対して MRL が設定されている作物を調べる場合

前述の図 3 の画面で「Search pesticide residues」をクリックすると、図 6 の画面が表示される。①農薬の種類（最大 5 種類まで）→②製品（全ての品目あるいは特定の品目）の順で選択し、③で現行の MRL または MRL の過去の変遷を選ぶことができる。過去の変遷を選ぶ場合、農薬は 1 種類しか選択できない。最後に④表示 (Display) をクリックすると結果が表示される。農薬の種類や製品名（あるいはその一部の文字列）を検索して選択することもできる。

図 6: MRL の検索データベース(特定の農薬の MRL を調べる場合①)

Search pesticide residues

1 Select pesticide residues (5 max) Search:

Pesticide residues

1,1-dichloro-2,2-bis(4-ethylphenyl)ethane (F)

1,2-dibromoethane (ethylene dibromide) (F)

1,2-dichloroethane (ethylene dichloride) (F)

1,3-Dichloropropene

1,4-Diaminobutane (aka Putrescine) (++)

1,4-Dimethylnaphthalene

1-Decanol (++)

1-methylcyclopropene

1-Naphthylacetamide

1-Naphthylacetic acid

2 Select products Search:

Code Groups and examples of individual products to which the MRLs apply (a)

0100000 FRUITS, FRESH or FROZEN; TREE NUTS

0110000 Citrus fruits

0110010 Grapefruits

0110020 Oranges

0110030 Lemons

0110040 Limes

0110050 Mandarins

0110990 Others (2)

0120000 Tree nuts

0120010 Almonds

0120020 Brazil nuts

3 Select

Current MRLs

MRLs evolution (max 1 pesticide)

4 Display

Pesticides selected

Products selected

All

例えば、茶に使われる農薬テトラジホン (Tetradifon) の現行 MRL を調べる場合には、図 7 のように、①農薬名の一部文字列「tetra」などで検索し「Tetradifon」を選択→②「tea」を含

む品目を検索し「Teas」を選択→③現行 MRL（Current MRLs）を選択→④結果を表示させる（Display）と、図 8 のようになった。表示される結果が多い場合は、エクセルファイルとしてエクスポートすると便利である。

図 7: MRL の検索データベース(特定の農薬の MRL を調べる場合②)

**Search pesticide residues**

**1 Select pesticide residues (5 max)**

Search:

Pesticide residues
C
<input type="checkbox"/> Carbon tetrachloride
S
<input type="checkbox"/> Spirotetramat and its 4 metabolites BY108330-enol, BY108330-ketohydroxy, BY108330-monohydroxy, and BY108330 enol-glucoside, expressed as spirotetramat (R)
T
<input type="checkbox"/> Tepraloxymid (sum of tepraloxymid and its metabolites that can be hydrolysed either to the moiety 3-(tetrahydro-pyran-4-yl)-glutaric acid or to the moiety 3-hydroxy-(tetrahydro-pyran-4-yl)-glutaric acid, expressed as tepraloxymid)
<input type="checkbox"/> Tetraconazole (F)
<input checked="" type="checkbox"/> Tetradifon

**2 Select products**

Search:

Code	Groups and examples of individual products to which the MRLs apply (a)
<input type="checkbox"/> 0154080	<input type="checkbox"/> Elderberries
<input type="checkbox"/> 0162040	<input type="checkbox"/> Prickly pears/cactus fruits
<input type="checkbox"/> 0213040	<input type="checkbox"/> Horseradishes
<input type="checkbox"/> 0256100	<input type="checkbox"/> Tarragon
<input type="checkbox"/> 0500040	<input type="checkbox"/> Common millet/proso millet
<input type="checkbox"/> 0600000	<input type="checkbox"/> TEAS, COFFEE, HERBAL INFUSIONS, COCOA AND CAROBS
<input checked="" type="checkbox"/> 0610000	<input checked="" type="checkbox"/> Teas
<input type="checkbox"/> 0631050	<input type="checkbox"/> Lime/linden
<input type="checkbox"/> 0632010	<input type="checkbox"/> Strawberry

**3 Select**

Current MRLs  
 MRLs evolution (max 1 pesticide)

**4 Display**

Pesticides selected  
Tetradifon X

Products selected  
Teas X

図 8: MRL の検索データベース(特定の農薬の MRL を調べる場合③)

European Commission  
**PLANTS**  
 EU Pesticides database

European Commission > Food Safety > Plants > Pesticides > EU Pesticides Database > Search pesticide residues > Current MRL

HEALTH FOOD ANIMALS **PLANTS**

**PESTICIDES**

EU rules  
 EU Pesticides database  
 Search active substances  
 Search products  
 Search pesticide residues  
**Current MRL values**  
 Download MRLs data  
 Sustainable use of pesticides  
 Approval of active substances  
 Maximum Residue levels  
 Legislation on PPPs

Help and tips | Disclaimer | Cookies | Legal notice | Contact | Search | English (EN)

**Current MRL values**

Search:

Showing 1 to 1 of 1 entries 50 records per page

Pesticide residues and maximum residue levels (mg/kg)

Code number	Products to which MRLs apply (Part A of Annex I to Reg. 396/2005)	Maximum residue level (mg/kg)
0610000	<input checked="" type="checkbox"/> Teas	Tetradifon 0.05*

Showing 1 to 1 of 1 entries

Table legend  
 Category  Group  Subgroup  Main product  Others  Clickable Footnotes  N/A Not published yet \* Indicates lower limit of analytical determination

tea すべて強調表示(A) 大文字/小文字を区別(C) 2件中 1件目

検索/バーを閉じます

**参考リンク**

■ 欧州委員会 農薬データベース  
[http://ec.europa.eu/sanco\\_pesticides/public/index.cfm?event=homepage&language=EN](http://ec.europa.eu/sanco_pesticides/public/index.cfm?event=homepage&language=EN)

### 3. 輸入時の検査について

#### (1) 輸入時のサンプル検査の概要

EU 加盟国における残留農薬の公的管理におけるサンプリング手法は欧州委員会指令 2002/63/EC に定められているが、同指令の内容は CODEX の推奨するサンプリング手法を踏襲しているため、CODEX の手法と原則同じ内容である。

原則として、EU が定める MRL は食品中に残留することが予想される最大濃度を踏まえて設定されており、分析用サンプルの調製においては MRL の設定時に用いる手順を反映することとされている（このため、可食部以外の部分も含めてサンプル検査をすることがあるとしている）。

MRL は一般には未加工品に対して設定されているため、加工によって残留濃度が変わる（乾燥させると濃度が高まるなど）ことがあるが、濃度の変化は食品の種類や使用している農薬の種類、加工方法によって異なる。加工食品の分析における正確な評価のための加工変換係数（processing factors）は現在、ケースバイケースで算出・設定されているが、欧州議会・理事会規則(EC) No 396/2005 付則 VI として加工係数の適用に関するガイダンスが策定される予定である。

#### 参考リンク

- EU 加盟国における残留農薬の公的管理におけるサンプリング手法を定めた欧州委員会指令 2002/63/EC  
Commission Directive 2002/63/EC of 11 July 2002 establishing Community methods of sampling for the official control of pesticide residues in and on products of plant and animal origin and repealing Directive 79/700/EEC  
<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32002L0063>
- CODEX 「残留農薬の MRL への適合を判定するための推奨サンプリング法」  
"RECOMMENDED METHODS OF SAMPLING FOR THE DETERMINATION OF PESTICIDE RESIDUES FOR COMPLIANCE WITH MRLS (CAC/GL 33-1999)", Codex Alimentarius Commission, FAO  
[http://www.codexalimentarius.org/input/download/standards/361/CXG\\_033e.pdf](http://www.codexalimentarius.org/input/download/standards/361/CXG_033e.pdf)  
[http://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/standard\\_list/pdf/cac-gl33.pdf](http://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/standard_list/pdf/cac-gl33.pdf)（日本語版）
- 英国 HSE FAQ on Regulation 396/2005  
<http://www.pesticides.gov.uk/guidance/industries/pesticides/topics/food-safety/maximum-residue-levels/mrls-basic-guidance/faq-on-regulation-396-2005>

#### (2) MRL 超過がわずかな場合の措置

通関時のサンプル検査において、農薬残留値が MRL をわずかでも上回ると輸入差し止めとなるのかどうかについては、加盟国当局に一定の裁量が与えられている。EU では、EU レベルで毎年実施される残留農薬モニタリング調査に加え、各国が独自の状況や戦略に基づき実施している残留農薬管理プログラムがある（輸入製品のものに限らない）。EFSA がこれらの結果を毎

年発表しているが、2012年モニタリング調査結果レポート（2014年12月発表）<sup>8</sup>によれば、残留農薬規制違反で食品事業者に法的処分ないし行政処分を課す前には、分析測定不確実性を考慮するのが慣行であり、測定不確実性は通常、残留濃度測定値の±50%を適用していると記述されている。

同レポートによれば、2012年に加盟国の残留農薬管理プログラムのもと総数7万8,390サンプル（食品約750品目／農薬約800種類）に対して分析が行われた。MRLを超過していたのは全体の2.9%であったが、このうち残留濃度が明らかに法的上限を超えており「違反（non-compliant）」との判定が下され当該食品事業者に対して行政上あるいは法的な措置がとられたサンプルは1.7%で、残り1.2%は、MRLの基準を超えているものの測定不確実性を考慮して規則を遵守している（compliant）とみなされている。

同様に、EUレベルのモニタリング調査でも、総数1万235サンプル（食品12品目、農薬205種類）に対する分析の結果、MRLを上回ったサンプル数は全体の0.9%であったが、このうち、明らかな「違反」と、測定不確実性を考慮して「遵守」とみなされたサンプル数はそれぞれ約0.5%であった。

**表 1: EUにおけるMRL分析サンプル検査の結果(2012年)**

	加盟国の 管理プログラム	EUモニタリング 調査
分析サンプル数	7万8,390	1万235
サンプル中の食品品目数	約750	12
サンプル中の農薬種類数	約800	205
MRLの基準範囲内	97.1%	99.1%
うち: 残留農薬の検出なし	54.9%	59.9%
MRLの基準を超過	2.9%	0.9%
うち: 測定不確実性を考慮しても明らかな「違反」とみなされたケース	1.7%	0.5%
測定不確実性を考慮し「遵守」とみなされたケース	1.2%	約0.5%

出所: EFSA「2012年食品中の残留農薬に関するEUレポート」を基にジェトロ作成(P.1~2、P.65~66)

#### 参考リンク

- EFSA「2012年食品中の残留農薬に関するEUレポート」  
“SCIENTIFIC REPORT OF EFSA: The 2012 European Union Report on pesticide residues in food, EFSA Journal 2014;12(12):3942 [156 pp.]”, European Food Safety Authority  
<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/doc/3942.pdf>

### (3) 違反発生のその後の輸入検査への影響

EUでは近年、安全性・衛生面でリスクの高い非動物性食品の域外国からの輸入管理を強化しており、残留農薬もその対象となっている。この輸入管理強化は、既知のリスクや新たなリスクがあることが判明している特定国からの特定製品に対して行われるもので、輸入管理が強化されると、指定港での通関や事前通知、証明書（CED: Common Entry Document）の添付

<sup>8</sup> EU27カ国（全28カ国のうち調査実施時点でEUに未加盟だったルーマニアを除く）およびノルウェー、アイスランドの計29カ国が調査対象であった。

などが義務づけられたうえで、すべての貨物に対し書類検査が行われ、サンプル検査を含む現物検査の頻度がケースバイケースで定められる。

輸入管理強化の内容は、欧州議会・理事会規則(EC) No 669/2009 に定められ、その付則 I に、管理強化対象となった製品とその原産国、危険性の内容（残留農薬、サルモネラ菌など）、現物検査の頻度がリスト化されている。現物検査の頻度は全体の 10%、20%、50%などとなっている。付則 I は四半期ごとに更新され、更新時に改善が見られた製品についてはリストから除外される一方で、長期的に改善が見られない場合は、検査頻度の引き上げや、サンプル検査・分析結果や衛生証明の提示の義務化などより厳格な輸入条件が課され、それでも十分でない場合には禁輸措置がとられることもある。

現時点では標準的な手法や基準はまだ採択されていないため、付則 I の更新にあたっては、加盟国から「食品・飼料早期警告システム (RASFF)」の通知内容から得られたデータや、食品安全性などに関わる加盟国当局の監査を行う食品獣医局 (FVO: Food and Veterinary Office)<sup>9</sup> のレポート、域外国当局から入手したレポート、欧州委員会と加盟国、EFSA 間の情報交換、科学的評価などを基に作成されている。何回違反するとサンプル検査の抽出割合を引き上げるといった具体的なルールは法令では定められていない。

残留農薬については、アジアやアフリカ諸国からの野菜・果物や、中国産の茶などが対象となっており（検査頻度の例：中国茶 10%、ナイジェリア産乾燥豆 50%など）、調査時点（2015 年 1 月下旬）で輸入管理強化の対象となっている日本産品はない。

#### 参考リンク

- 欧州議会・理事会規則(EC) No 669/2009  
Commission Regulation (EC) No 669/2009 of 24 July 2009 implementing Regulation (EC) No 882/2004 of the European Parliament and of the Council as regards the increased level of official controls on imports of certain feed and food of non-animal origin and amending Decision 2006/504/EC  
<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32009R0669>
- 欧州委員会 保健・消費者総局ウェブサイト（非動物性食品の域外国からの輸入管理強化について）  
[http://ec.europa.eu/food/food/controls/increased\\_checks/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/food/controls/increased_checks/index_en.htm)
- 欧州委員会保健・消費者総局「非動物性食品の域外国からの輸入検査強化 2013 年データ概略」  
"Increased checks on import of food of non-animal origin, Controls carried by the EU Member States – Overview 2013 (Results of border checks carried out by the EU Member States and Norway on imports of feed and food of non-animal origin subject to increased level of official controls – products listed in Annex I to Regulation (EC) No 669/2009)"  
[http://ec.europa.eu/food/food/controls/increased\\_checks/docs/overview\\_2013\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/food/food/controls/increased_checks/docs/overview_2013_en.pdf)
- 欧州委員会保健・消費者総局「食品・飼料早期警告システム (RASFF)」ポータル  
[http://ec.europa.eu/food/safety/rasff/portal/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/safety/rasff/portal/index_en.htm)

<sup>9</sup> [http://ec.europa.eu/food/food\\_veterinary\\_office/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/food_veterinary_office/index_en.htm)

EUにおける残留農薬に関する規制

2015年2月作成

---

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ） ブリュッセル事務所、農林水産・食品調査課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel : 03-3582-5186 E-mail : AFC@jetro. go. jp

---